

下 総 第 1 3 7 9 号
令和8年(2026年)10月16日

下関市監査委員	今 井 弘 文	様
同	山 元 浩	様
同	戸 澤 昭 夫	様
同	井 川 典 子	様

下関市長 前田 晋太郎

令和7年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置の通知
について

令和8年3月27日に包括外部監査人から報告のあった令和7年度包括外部監査（「空地・空家対策に係る事務の執行について」）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき通知いたします。

令和7年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 「空地・空家対策に係る事務の執行について」
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項に規定する監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び地方自治法第252条の38第2項に規定する「意見」に対する措置 次の表のとおり

なお、区分の欄に記載する記号の意味は、「①＝措置を講じたもの」、「②＝措置を講じていないもの」となっています。
「②」については、措置を講じた後に、改めて報告します。

ページ数	監査の結果及び意見（項目）	区 分	措置内容又は進捗状況等
P 1 1 1	指摘 空家のデータベースを作成すべきである	①	（住宅政策課） 空家のデータベースを作成いたしました。
P 1 1 1 ～P 1 1 2	指摘 下関市密集市街地環境整備事業において寄附採納を受けた物件について長期間保有しないよう注意すべきである	①	（市街地開発課） 令和8年度からは、除却・防災空地整備を加速させるために予算を重点的に配分し、寄附採納物件を長期保有しないよう、迅速な除却と空地化を推進しています。
P 1 1 2 ～P 1 1 6	意見 固定資産税等の住宅用地特例の適用による軽減措置の適正化を検討すべきである	①	（資産税課） 検討の結果、地方税法及び「地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について」で示された基準に照らして住宅用地特例の適用を解除する際の手続きを定めました。今後、当該手続きに則り、慎重に事務を執行していくこととしました。

P 1 1 6 ～P 1 1 7	意見 空家データベースへ各種情報を集約すべきである	①	(住宅政策課) 空家データベースへの各種情報集約を行いました。
P 1 1 7	意見 行政代執行の際の解体工事の随意契約を適正化すべきである	①	(住宅政策課) 令和４年度の略式代執行における解体工事においては、一般競争入札を実施しており、今後も原則一般競争入札を実施いたします。